

財 関 第 793 号  
平成 23 年 7 月 11 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 23 年 7 月 12 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式 C 第 9010 号を別紙 2-1 のように、C 第 9011-1 号を別紙 2-2 のように、C 第 9011-2 号を別紙 2-3 のように、C 第 9012 号を別紙 2-4 のように、C 第 9013 号を別紙 2-5 のように、C 第 9014 号を別紙 2-6 のように、C 第 9015 号を別紙 2-7 のようにそれぞれ改める。